

旭川市クラウドワーカーコミュニティ育成事業について公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり参加希望者を募集する。

平成30年4月26日

旭川市長 西川 将人

第1 契約担当部局

〒070-8525 旭川市6条通10丁目 旭川市第三庁舎3階

旭川市経済部経済総務課雇用労政係

電話 0166-25-7152 (直通) FAX 0166-26-7093

電子メールアドレス keizaisomu@city.asahikawa.hokkaido.jp

ホームページURL <http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/565/566/5681/d063895.html>

第2 事業の概要

1 業務名

旭川市クラウドワーカーコミュニティ育成事業

2 目的

旭川市は、少子高齢化の進行により生産年齢人口が減少の局面にあり、人手不足が恒常化していくトレンドとなっていることから、今後の地域経済の維持・発展のため、働き方改革の推進による潜在的労働力の活用を図る必要がある。

この働き方改革の一環として、インターネットを介して注文者と受注者が直接仕事の受発注を行うことができるサービスであるクラウドソーシングを活用し、育児・介護・障害等の様々な理由により従来型の雇用形態では働けなかった者の就業に繋げることが期待できる。

一方、クラウドソーシングによる就業には「収入が不安定」、「スキルアップの機会が少ない」等の課題もある。

このことから、本事業の実施によりクラウドソーシングによる就業においても、安定的な収入やスキルアップの機会を得られる体制を構築した上で、この取組の地域における維持・拡大を目指すものとする。

3 業務内容

上記目的を達成するため、本事業では主として以下の内容を実施すること。

- (1) 旭川市内及び近郊でクラウドソーシングを活用し働くことを希望する者（以下「クラウドワーカー」という。）に対するノウハウの提供

クラウドソーシングで実際に発注されている業務を題材とした自宅実習の支援及び課題解決のためのセミナー等を実施し、クラウドワーカーが実際に報酬を得ながらスキルを向上するためのノウハウを提供する。

自宅実習やセミナー等を実施する際は、それぞれのクラウドワーカーのスキルに応じた課題・テーマを設定し、未経験者等の初級レベルの者にも対応できる体系だった内容とする。

なお、セミナーは8回程度実施するとともに、クラウドワーカーの求めに応じ、自宅実習時における質問対応等の支援も適宜行う。

- (2) クラウドワーカーが連携して継続的に業務を受注できる体制の整備

旭川市が推薦するクラウドワーカー等による1チームにつき20名程度の専属チーム（以下「コミュニティ」という）を2つ以上立ち上げ、クラウドワーカーが連携して継続的に業務を受注できる体制の整備を行う。

- (3) コミュニティに関する情報を発信するWebサイトの構築

人手不足を課題とする地域の企業・団体等がコミュニティにアクセスできるよう地域ディレクターやコミュニティに所属するクラウドワーカーの情報を掲載したWebサイトを構築する。

なお、Webサイトは本事業終了後、別の管理者に円滑に移行することができる構成

とする。

(4) 地域ディレクターの養成

コミュニティの中心的役割を担い、クラウドワーカーの育成やコミュニティ内における調整・連携を行う者を地域ディレクターとして養成する。

なお、コミュニティが地域に根ざしたものとなるよう、地域ディレクターは、本事業終了後も地域ディレクターとしての役割を継続できる見込みのある者を選抜する。

(5) 成果物の作成、提出

本事業の成果として最終報告書を提出すること（A4、カラー刷り、5部）。また、電子データ一式についても標準的なデータ形式とした上で、CD-ROMに記録して納品する（1部）。

(6) その他

その他、本事業の目的を達成するために必要な事項について、適宜提案する。

3 委託期間

契約締結日から平成31年3月31日まで

4 予算総額

7,236千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

第3 参加資格要件

1 応募者の範囲

この企画提案に応募できる者は、民間企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人、公益法人、その他の法人または法人以外の団体及び個人（以下「団体等」という。）とする。

2 応募者の条件

次のすべての条件に該当する団体等のみ、応募することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (2) 公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (4) 民間企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人、シルバー人材センター、その他の法人又は法人以外の団体等であって、委託事業を的確に遂行するに足る能力を有する者（宗教法人や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体を除く。）であること。
- (5) 市町村税、消費税及び地方消費税の額に滞納がないこと。
- (6) クラウドソーシングに関する知見を有する者であること。

第4 実施要領等の交付期間及び方法

旭川市クラウドワーカーコミュニティ育成事業公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）の交付は次のとおりとする。

1 交付期間

平成30年4月26日（木）から平成30年5月16日（水）まで（旭川市の休日を定める条例（平成5年旭川市条例第3号）第1条第1項に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く）

2 交付方法

第1の場所で交付するほか、旭川市のホームページからダウンロードにより交付する。

URL <http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/565/566/5681/d063895.html>

第5 参加手続き等

1 参加表明書の提出

参加希望者は、実施要領で示す書類を次のとおり提出しなければならない。

- (1) 提出期限 平成30年5月16日(水) 午後5時(期限厳守)
提出については、提出期限内の旭川市の休日を定める条例(平成5年旭川市条例第3号)第1条第1項に規定する本市の休日(以下「休日」という。)を除く午前9時から午後5時までに提出すること。
- (2) 提出場所 第1に同じ
- (3) 提出方法 持参又は郵送によること。

2 参加資格の確認等

第3に定める参加資格要件の確認を行い、確認結果を通知する。合わせて参加資格を有する者に、企画提案書の提出を要請する。

3 企画提案書の提出

2で企画提案書の提出を依頼された者は、次のとおり企画提案書を提出しなければならない。

- (1) 提出期限 平成30年5月28日(月) 午後5時(期限厳守)
提出期限内の休日を除く午前9時から午後5時までに提出すること
- (2) 提出場所 第1に同じ。
- (3) 提出方法 持参又は郵送によること。
- (4) 提出部数 9部

第6 質疑応答等

1 参加表明書及び企画提案書の作成について質問がある場合においては、実施要領の定めるところにより所定の様式で提出すること。

- (1) 提出期間 平成30年5月25日(金)までの休日を除く午前9時から午後5時まで
- (2) 提出場所 第1に同じ
- (3) 提出方法 持参、電子メールまたはファクシミリで提出すること。電子メールまたはファクシミリの場合、必ず電話で送信した旨伝え、担当者に着信したことを確認すること。

2 電話等口頭による質問は受け付けない。

3 1の質問に対する回答は、企画提案書の提出意思を確認した者全員に文書又は電子メールにより回答し、併せて旭川市ホームページ上に公表する。また、回答書に記載した内容は、応募要領の追加又は修正として取り扱うこととする。

第7 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- 1 参加資格を満たしていない場合、または参加表明書の添付書類等で参加資格要件を満たしていることについて客観的な確認ができない場合
- 2 提出書類に虚偽があった場合
- 3 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- 4 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- 5 その他法令違反等があり、不相当と認められた場合

第8 受託候補者の選定

旭川市クラウドワーカーコミュニティ育成事業公募型プロポーザル審査会設置要領に基づき設置する審査会において、あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された企画提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本事業の受託候補者として選定する。

第9 契約に関する基本事項

- 1 契約の締結

受託候補者と当該委託業務について協議を行い、内容について合意の上、当該委託業務の仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴収し、随意契約の方法により契約を締結する。

2 契約保証金

要する。なお、契約保証金の額は、旭川市契約事務取扱規則第23条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上とし、納付方法、納付期日とあわせて別途定める。ただし、旭川市契約事務取扱規則第24条に該当する場合は免除する。

3 契約書作成の要否

作成を要する。

4 支払条件

後払いとする。

第10 委託業務実施上の留意事項

1 再委託の禁止

委託業務の全部を第三者に委任し、又は請け負わせることは認めない。また委託業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面により市の承諾を得なければならない。

2 実績報告書等の提出

委託業務完了後には、所定の様式により実績報告書等を旭川市に提出すること。

3 委託費の経理・管理

委託業務の対象経費は、他の経費と明確に区分して経理すること。

また、委託業務に要した経費は、領収書等で確認でき、収入及び支出を記載した会計帳簿を備え、経理状況を明確にするとともに、事業終了後最低5年間は保存すること。

4 成果品の取扱い

この事業により得られた成果品とその権利は、原則として旭川市に帰属する。

5 法令遵守

労働基準法等の労働関係法令を遵守するとともに、その他関係法令についても遵守すること。

6 違反等があった場合の措置

「第5 参加資格要件」及び契約条項に違反等があった場合は、委託契約を解除し委託料を支払わないこと、若しくは既に支払っている委託料の一部又は全部を返還させることがあるので十分留意すること。

7 その他

この委託業務を適切かつ効果的に実施するために、市と常に密接な連携を取ること。

第11 その他

1 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

2 費用負担

参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に係る費用など、公募型プロポーザル方式の参加に要する一切の費用は、参加者の負担とする。

3 提案書の取扱い

提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

4 辞退の場合の取扱い

参加表明書の提出後又は企画提案書の提出後に、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）で市へ報告すること。

5 著作権等の権利

本委託事業の処理に伴い著作権その他の権利が生じたときは、それらの権利は市に帰属する。

6 本公募型プロポーザルの詳細は、実施要領による。

第12 スケジュール

実施内容	実施期間又は期日
参加表明書の提出	平成30年4月26日（木）から平成30年5月16日（水）まで
参加資格要件確認結果通知及び企画提案書提出要請	平成30年5月17日（木）
企画提案書の提出	企画提案書提出要請日から平成30年5月28日（月）まで
ヒアリング実施の通知	平成30年5月29日（火）予定
ヒアリング	平成30年5月30日（水）予定（企画提案書提出要請と併せて通知）
企画提案書審査結果の通知	平成30年5月31日（木）予定
契約締結	平成30年6月上旬